

瀬戸市地域交流センター条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 28 号

瀬戸市地域交流センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市地域交流センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域住民の交流の活発化を図り、地域福祉及び生涯学習の推進に資するための諸活動の場を提供することを通じ、地域力の向上に寄与するため、瀬戸市地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）を設置する。

(名称及び所在)

第 3 条 地域交流センターの名称及び所在は、別表第 1 のとおりとする。

(開館時間)

第 4 条 地域交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までの範囲内とする。ただし、第 16 条の規定により地域交流センターの管理及び運営を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者が市長と協議して定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 地域交流センターの休館日は、1月1日から同月5日まで及び1月28日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第6条 地域交流センターの施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。

2 市長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

その他施設等の管理上支障があるとき。

(使用料)

第8条 施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用料(以下「使用料」という。)として、別表第2に定める使用面積欄に掲げる面積に応じた使用時間1時間ごとの単価に使用時間数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における使用料の額は、当該各号に定める額とする。

営利を目的として入場料その他これに類するものを徴収して施設等を使用する場合又は商業宣伝、営業その他これらに類する目的をも

って施設等を使用する場合 前項の規定により算出した額の2倍に相当する額

本市の区域内に住所を有しない個人又は当該区域内に事務所若しくは事業所を有しない法人その他の団体が施設等を使用する場合 前項の規定により算出した額の1.5倍に相当する額

前2号のいずれの場合にも該当する場合 前項の規定により算出した額の3倍に相当する額

3 使用料は、第6条第1項の許可を受けた際納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(特別の設備等の使用)

第11条 使用者は、施設等の使用に際し、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

使用者が前 2 条の規定に違反したとき。

使用者が第 6 条第 2 項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。

使用者が使用料を納付しないとき。

災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。

公共の福祉その他やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。ただし、同項第 5 号に該当し、市長が必要と認める場合にあっては、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 1 4 条 使用者は、施設等の使用を終えたとき、又は前条の規定により施設等の使用の許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 1 5 条 地域交流センターに入館した者及び使用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者)

第 1 6 条 市長は、地域交流センターの管理及び運営を法人その他の団体であって瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第17条 前条の規定により、指定管理者に行わせる業務は、次の各号に掲げるものとする。

地域交流センターの施設管理及び運営に関する業務

地域交流センターの施設等の維持及び修繕に関する業務

前2号に掲げるもののほか、地域交流センターの管理に関し市長が必要と認める業務

2 前条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合において、第6条、第7条及び第11条から第13条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(利用料)

第18条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に地域交流センターの利用に係る料金(以下「利用料」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料の額は、第8条の規定により算出した額を超えない範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更する場合も同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び利用料の額等を公表しなければならない。

4 第8条から第10条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料に準用する。この場合において、第8条から第10条中「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料」と、「使用料」とあるのは「利用料」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第 1 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 中「瀬戸市品野台地域交流センター」の項の規定及び附則第 3 項の改正規定中「品野東公民館」の項を削る規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。

(瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 瀬戸市公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和 3 7 年瀬戸市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条表中「西陵公民館」及び「品野東公民館」の項を削る。

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	所 在
瀬戸市西陵地域交流センター	瀬戸市はぎの台 1 丁目 1 番地
瀬戸市品野台地域交流センター	瀬戸市上品野町 1 2 1 1 番地

別表第 2 (第 8 条、第 1 8 条関係)

使用面積	使用時間 1 時間ごとの単価 (円)
2 0 m ² 未満	2 0 0
2 0 m ² 以上 4 0 m ² 未満	4 0 0

40 m ² 以上 60 m ² 未満	600
60 m ² 以上 80 m ² 未満	800
80 m ² 以上 100 m ² 未満	1,000
100 m ² 以上 120 m ² 未満	1,200
120 m ² 以上 140 m ² 未満	1,400
140 m ² 以上 160 m ² 未満	1,600
160 m ² 以上 180 m ² 未満	1,800
180 m ² 以上	2,000

備考

- 1 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 2 使用時間の始期は毎正時とし、1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とみなす。
- 3 第16条の規定により地域交流センターの管理及び運営を指定管理者に行わせる場合においては、この表の規定中「使用面積」とあるのは「利用面積」と、「使用時間」とあるのは「利用時間」と読み替えて適用する。